

改正

平成6年3月31日規則第16号

平成8年3月29日規則第9号

平成12年3月31日規則第35号

平成14年3月29日規則第22号

平成15年3月31日規則第40号

平成16年3月26日規則第24号

平成19年12月25日規則第102号

平成30年12月21日規則第54号

令和3年7月15日規則第67号

令和4年3月24日規則第14号

令和4年3月25日規則第17号

令和7年3月25日規則第45号

令和7年3月28日規則第58号

香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県獣医学生修学資金貸付条例（平成4年香川県条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める県の機関等)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める県の機関等（以下「機関等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 香川県小豆総合事務所
- (2) 香川県環境保健研究センター
- (3) 香川県健康福祉部保健福祉総務課
- (4) 香川県健康福祉部感染症対策課
- (5) 香川県健康福祉部生活衛生課
- (6) 香川県東讃保健福祉事務所

- (7) 香川県中讃保健福祉事務所
- (8) 香川県西讃保健福祉事務所
- (9) 香川県食肉衛生検査所
- (10) さぬき動物愛護センター
- (11) 香川県農政水産部畜産課
- (12) 香川県畜産試験場
- (13) 香川県東部家畜保健衛生所
- (14) 香川県西部家畜保健衛生所

(修学資金の額)

第3条 条例第2条第2項の規則で定める額は、1月につき12万円とする。ただし、私立の大学において獣医学を専攻する者に対し、修学資金（条例第1条の修学資金をいう。以下同じ。）を貸し付ける場合にあっては、1月につき22万円とする。

(連帯保証人)

第4条 条例第3条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者が立てなければならない保証人は、2人とする。

- 2 修学資金の貸付けを受けようとする者に父又は母があるときは、前項の保証人のうち、1人は、その父又は母でなければならない。

(貸付けの申込み等)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申込書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の修学資金貸付申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、貸付けを受けようとする年度に大学に入学する者にあっては、第2号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 学業成績表
- (2) 大学の学長又は学部長の推薦書
- (3) 大学の在学証明書（学年を確認できるものに限る。）又は入学許可証の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の修学資金貸付申込書の提出の期限は、毎年度、知事が定める。

(貸付けの決定の通知)

第6条 知事は、条例第4条第2項の規定により貸付けを決定したときは、当該貸付けの申込みをした者に対し、書面によりその旨を通知する。

(貸付けの方法)

第7条 修学資金は、原則として、毎年度、その年度の4月以後12月分を一括して貸し付けるものとする。

(借用証書の提出)

第8条 修学生（条例第5条第1項の修学生をいう。以下同じ。）は、修学資金の貸付けを受けたときは、修学資金借用証書（第2号様式）に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定の取消しの通知)

第9条 知事は、条例第5条第1項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、修学生及び保証人に対し、書面によりその旨を通知する。

(条例第6条第1項第1号の規則で定める職務)

第10条 条例第6条第1項第1号の規則で定める職務は、次のとおりとする。

- (1) 獣医師の職務
- (2) 獣医師の資格を有する職員が香川県健康福祉部保健福祉総務課、感染症対策課若しくは生活衛生課又は農政水産部畜産課において従事する職務

(条例第6条第1項第1号の規則で定める期間)

第11条 条例第6条第1項第1号の規則で定める期間は、修学資金の貸付けを受けた期間（条例第5条第2項の規定により修学資金の貸し付けられなかった期間がある場合には、当該貸し付けられなかった期間を除く。）の2分の3（第3条ただし書の場合にあつては、3分の5）に相当する期間とする。

(返還の債務の免除の申請等)

第12条 条例第6条第1項又は第2項の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の返還免除申請書には、返還の債務の免除を受けようとする理由を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があつた場合において、必要な事項を審査し、返還の債務を免除することを決定したときは、当該申請をした者に対し、書面によりその旨を通知する。

(職務従事期間の計算)

第13条 条例第6条第1項第1号及び第2項第1号に規定する職務従事期間の計算は、月数によるものとし、機関等において職務の従事を開始した日の属する月から当該職務に従事しなくなった

日の属する月までを算入する。ただし、職務に従事しなくなった日の属する月に再び機関等において職務の従事を開始したときは、その月は1月として計算し、前後の期間を通算するものとする。

(返還の方法)

第14条 条例第7条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、同条各号のいずれかに該当する理由が生じた日（第12条第1項の規定による申請をした場合には、同条第3項の規定による通知を受けた日）から起算して15日以内に、当該修学資金の返還の方法その他知事が必要と認める事項を記載した計画書を知事に提出しなければならない。

2 前項の計画書を提出した者は、当該計画書に係る修学資金の返還の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

3 修学資金の返還は、一括払の方法によるものとする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により一括払の方法によることが困難であると認められるときは、月賦均等払の方法によることができる。この場合においては、繰上償還をすることを妨げない。

(返還の債務の履行猶予の申請等)

第15条 条例第8条の規定による返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の返還猶予申請書には、返還の債務の履行の猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付しなければならない。

3 第12条第3項の規定は、第1項の規定による申請があった場合について準用する。

(学業成績表)

第16条 条例第10条の規定による学業成績表の提出は、前学年度終了の日から起算して20日以内に、前学年度末における学業成績を証する書面により行わなければならない。

(届出)

第17条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は進級できなかったため同一学年を重ねて履修する事実があったとき。

(4) 前号に係る届出をした後、復学し、又は進級したとき。

(5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。

(6) 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

2 修学生が死亡したときは、その遺族又は保証人は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けについて必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日規則第16号抄)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日規則第9号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第35号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第22号抄)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日規則第40号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日規則第24号抄)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日規則第102号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成30年12月21日規則第54号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月15日規則第67号)

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (令和4年3月24日規則第14号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月25日規則第17号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月25日規則第45号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月28日規則第58号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

修学資金貸付申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所
氏 名
電話番号

香川県獣医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申し込みます。

ふりがな		住 所	
本人氏名		生 年 月 日	年 月 日
大学所在地		現 在 学 年	学年
大 学 名		入 学 年 月 日	年 月 日
		卒業予定年月	年 月
貸付希望期間	年 月から 年 月まで		
連 帯 保 証 人	住 所	本人との関係	
	氏 名	職 業	
	電話番号	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	本人との関係	
	氏 名	職 業	
	電話番号	生 年 月 日	年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、貸付けを受けようとする年度に大学に入学する場合は、第2号に掲げる書類の添付を要しません。

- (1) 学業成績表
- (2) 大学の学長又は学部長の推薦書
- (3) 大学の在学証明書（学年を確認できるものに限る。）又は入学許可証の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第8条関係）

修学資金借用証書

年 月 日

香川県知事 殿

修学生

氏名

連帯保証人

氏名 ①

連帯保証人

氏名 ②

香川県獣医学生修学資金貸付条例の規定により、次のとおり香川県獣医学生修学資金を借用しました。

金 額	円
貸付けを受けた修学資金	年 月分から 年 月分まで

備考1 修学資金の貸付けを受けたときにその都度提出すること。

2 修学生及び連帯保証人の氏名は、自署すること。

3 連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付すること。

第3号様式（第12条関係）

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

香川県獣医学生修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 貸付けを受けた修学資金の額
- 2 免除を受けようとする額
- 3 申請する理由

備考 香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則第12条第2項に規定する書類を添付すること。

第4号様式（第15条関係）

返 還 猶 予 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

香川県獣医学生修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 貸付けを受けた修学資金の額
- 2 猶予を受けようとする期間
- 3 申請する理由

備考 香川県獣医学生修学資金貸付条例施行規則第15条第2項に規定する書類を添付すること。